

鳥取県西部広域行政管理組合 第 1 0 期 分 別 収 集 計 画

令和4年6月

鳥取県西部広域行政管理組合

対象市町村 米子市 日吉津村 大山町 南部町
伯耆町 日南町 日野町 江府町

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する全ての主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて、一般廃棄物の相当部分を占める容器包装廃棄物の排出抑制を図りつつ、適切な分別排出・分別収集を実施することにより、ごみの減量化と最終処分場における埋立量の削減を図り、併せて廃棄物から資源を回収し、その有効利用を図ることを目的として策定したものである。この目的を達成するために必要な、住民・事業者・行政（組合及び構成市町村）のそれぞれの役割を明確にし、具体的な推進方法を明らかにするとともに一体となって取り組むべき方針を示したものである。

今後、本計画を推進することにより、最終処分場の延命化、既存の各廃棄物処理施設での適正処理の推進、資源の有効利用促進を図るとともに、更なる循環型社会の完成を目指すものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 行政（組合及び構成市町村）は、住民・事業者と一体となって、ごみの排出抑制、リサイクルを基本とした地域社会づくりを行う。
- (2) 行政（組合及び構成市町村）は、ごみの収集運搬（構成市町村）及び中間処理（組合）を支障なく行うよう努める。
- (3) 住民・事業者は行政（組合及び構成市町村）の施策に基づく、ごみの分別及び排出、に協力し、ごみの減量化に努める。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん（無色、茶色、その他）、紙パック、段ボール紙、その他紙製容器包装、ペットボトル、白色トレイ等（発泡スチロールを含む）、その他プラスチック製容器包装を対象とする。

このうち、その他プラスチック製容器包装については、取り組み可能な構成市町村から随時分別収集を実施し、独自の再資源化を図る。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（表1）

（単位：トン）

市町村名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
米子市	10,951	10,840	10,758	10,677	10,626
日吉津村	688	690	691	693	694
大山町	912	896	881	865	850
南部町	583	574	565	556	548
伯耆町	755	746	737	729	721
日南町	264	258	252	247	242
日野町	183	165	163	162	160
江府町	137	135	132	129	127
合計	14,473	14,304	14,179	14,058	13,968

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の抑制のため、以下の方策を実施又は検討する。

なお、実施に当たっては、行政（組合及び構成市町村）はもちろんのこと、住民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図るものとする。

行政（組合及び構成市町村）は、住民・事業者（排出者）に対し、廃棄物の減量化及び排出抑制のための啓発活動に努めるとともに、効率的な廃棄物の再資源化に努める。

住民・事業者（排出者）は、廃棄物を分別基準にそって分別し、廃棄物の再資源化が支障なく行われるように協力する。

構成市町村は、収集器材・収集体制等の整備に努め、住民・事業者（排出者）の利便を図るとともに、リサイクルプラザへの廃棄物の搬入の平準化に努める。

組合は、リサイクルプラザの処理機能が充分発揮できるよう、施設の良好な維持・管理に努める。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類と収集に係る分別の区分は表2のとおりとする。

（表2）

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器	缶・ガラスびん (資源ごみ)
主としてアルミニウム製の容器	
主として無色のガラス製容器	
主として茶色のガラス製容器	
主としてその他のガラス製容器	
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール紙
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
白色トレイ等（発泡スチロールを含む）	構成市町村独自の区分
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(表3) 組合(境港市を除く)の量

単位：トン

分別収集する容器包装の種類	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	107		106		105		104		103	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	107	0	106	0	105	0	104	0	103
主としてアルミニウム製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	223		221		219		217		216	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	223	0	221	0	219	0	217	0	216
主として無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	209		207		205		203		202	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	209	0	207	0	205	0	203	0	202
主として茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	240		238		235		233		232	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	240	0	238	0	235	0	233	0	232
主としてその他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	109		108		107		106		105	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	109	0	108	0	107	0	106	0	105	0
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32		32		31		31		31	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	31
主として段ボール製の容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	615		608		602		597		593	
	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)	(引渡)	(独自処理)
	0	615	0	608	0	602	0	597	0	593

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの（その他紙製容器包装）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	163		161		159		158		157	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	163	0	161	0	159	0	158	0	157
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	362		357		354		351		349	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	362	0	357	0	354	0	351	0	349
白色トレイ等（発泡スチロールを含む）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	53		53		52		51		51	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	53	0	53	0	52	0	51	0	51
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの（その他プラスチック製容器包装）	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	171		171		174		177		177	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	171	0	171	0	174	0	177	0	177

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

別添「第10期市町村分別収集計画策定にあたっての予測量等の算定基礎」に記載したとおり。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集を実施するに当たっての役割分担は、収集運搬業務は構成市町村の責務として実施し、収集された対象物の処理・再資源化は組合の責務として実施することを基本とする。

表4に、対象品目ごとの分別収集の実施等についての事項を取りまとめる。

(表4) 分別収集の実施主体

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	処理・再資源化
缶	スチール	缶・ガラスびん (資源ごみ)	構成市町村による定期回収	組合
	アルミ			
びん	無色ガラス			
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
紙	紙パック			
	段ボール	段ボール紙		
	その他紙製容器包装	その他紙製容器包装		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	構成市町村による定期回収	組合
	白色トレイ等	構成市町村独自の区分		構成市町村
	その他プラスチック製容器包装			

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

対象品目のうち、白色トレイ等（発泡スチロールを含む）及びその他プラスチック製容器包装を除く物については、組合のリサイクルプラザ（処理能力：資源ごみ・不燃ごみ等 34.5 t / 5H、ペットボトル 2.0 t / 5H、古紙類 12.5 t / 5H）において処理（選別・圧縮等）及び保管を行い、再資源化する。

白色トレイ等（発泡スチロールを含む）及びその他プラスチック製容器包装については、構成市町村においてそれぞれ処理（選別・圧縮等）、保管及び再資源化を行う。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- (1) 組合及び構成市町村は、容器包装廃棄物の分別収集を円滑にかつ効率的に推進していくため、相互に協力し、住民の啓発活動等の必要な事務を行うものとする。
- (2) 組合は、上記の事柄に関連し、次の事務を行う。
 - ア 住民の啓発活動等の推進に関すること
 - 住民団体等によるリサイクルプラザの施設見学の受け入れ
 - イ その他
 - 構成市町村に対する各種情報の提供及び指導

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主としてスチール製の容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	82		81		80		79		78	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	82	0	81	0	80	0	79	0	78
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8		8		8		8		8	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	8	0	8	0	8	0	8	0	8
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5		5		5		5		5	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6		6		6		6		6	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	107		106		105		104		103	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	107	0	106	0	105	0	104	0	103

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主としてアルミニウム製の容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	168		166		166		164		163	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	168	0	166	0	166	0	164	0	163
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	17		17		16		16		16	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	17	0	17	0	16	0	16	0	16
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11		11		10		10		10	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	11	0	11	0	10	0	10	0	10
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	12		12		12		12		12	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	12	0	12	0	12	0	12	0	12
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6		6		6		6		6	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	223		221		219		217		216	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	223	0	221	0	219	0	217	0	216

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：無色のガラス製容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	156		155		154		152		151	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	156	0	155	0	154	0	152	0	151
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	16		16		15		15		15	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	16	0	16	0	15	0	15	0	15
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	10		10		10		10		10	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	12		11		11		11		11	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	12	0	11	0	11	0	11	0	11
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6		6		6		6		6	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	209		207		205		203		202	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	209	0	207	0	205	0	203	0	202

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：茶色のガラス製容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	182		180		177		176		175	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	182	0	180	0	177	0	176	0	175
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	18		18		18		17		17	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	18	0	18	0	18	0	17	0	17
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	11		11		11		11		11	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	11	0	11	0	11	0	11	0	11
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13		13		13		13		13	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	13	0	13	0	13	0	13	0	13
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	7		7		7		7		7	
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	240		238		235		233		232	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	240	0	238	0	235	0	233	0	232

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：その他のガラス製容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	84		83		82		81		80	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	84	0	83	0	82	0	81	0	80	0
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	8		8		8		8		8	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	6		6		6		6		6	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	3	0	3	0	3	0	3	0	3	0
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	109		108		107		106		105	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	109	0	108	0	107	0	106	0	105	0

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主として紙製の容器であって飲料を充てんする物
(原材料にアルミニウムが利用されているものを除く) 単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	22		22		21		21		21	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	22	0	22	0	21	0	21	0	21
日吉津村	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	3		3		3		3		3	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	3	0	3	0	3	0	3	0	3
南部町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
日南町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
江府町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32		32		31		31		31	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	32	0	32	0	31	0	31	0	31

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主として段ボール製の容器

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	425		422		418		413		411	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	425	0	422	0	418	0	413	0	411
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		23		23		23	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	23	0	23	0	23	0	23	0	23
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	53		53		52		52		52	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	53	0	53	0	52	0	52	0	52
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	31		30		30		30		29	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	31	0	30	0	30	0	30	0	29
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37		36		36		36		35	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	37	0	36	0	36	0	36	0	35
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		22		22		22	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	23	0	23	0	22	0	22	0	22
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	4		3		3		3		3	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	4	0	3	0	3	0	3	0	3
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	19		18		18		18		18	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	19	0	18	0	18	0	18	0	18
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	615		608		602		597		593	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	615	0	608	0	602	0	597	0	593

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主として紙製の容器包装

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	105		103		101		101		101	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	105	0	103	0	101	0	101	0	101
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13		13		13		13		13	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	10	0	10	0	10	0	10	0	10
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	14		14		14		14		14	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	7	0	7	0	7	0	7	0	7
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	6	0	6	0	6	0	6	0	5
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	163		161		159		158		157	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	163	0	161	0	159	0	158	0	157

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの 単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	282		278		276		273		272	
日吉津村	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	282	0	278	0	276	0	273	0	272
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	21		21		21		21		20	
南部町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	21	0	21	0	21	0	21	0	20
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	19		18		18		18		18	
日南町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	19	0	18	0	18	0	18	0	18
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5		5		5		5		5	
江府町	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	362		357		354		351		349	
合計	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	362	0	357	0	354	0	351	0	349

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：白色トレイ等(発泡スチロールを含む)

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	37		37		36		35		35	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	37	0	37	0	36	0	35	0	35
日吉津村	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5		5		5		5		5	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
南部町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
日南町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	2		2		2		2		2	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5		5		5		5		5	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	5	0	5	0	5	0	5	0	5
江府町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	1		1		1		1		1	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	53		53		52		51		51	
	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)	(引渡)	(独自)
	0	53	0	53	0	52	0	51	0	51

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

(表3) の分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量 (構成市町村別)

分別収集する容器包装の種類：主としてプラスチック製の容器包装

単位：トン

区分	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
米子市	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日吉津村	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	32	32	33	33	34	34	35	35	36	36
大山町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南部町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	60	60	61	61	63	63	65	65	66	66
伯耆町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	52	52	52	52	52	52	52	52	52	52
日南町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4
日野町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8
江府町	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	13	13	12	12	12	12	12	12	11	11
合計	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	171	171	171	171	174	174	177	177	177	177

注：表中の(引渡)は指定法人に引き渡す予定数量であり、(独自処理)は組合又は構成市町村が独自に再資源化を行う予定数量を示す。

第10期市町村分別収集計画策定に当たっての予測量等の算定基礎

1 今回の計画策定に当たっての留意事項について

市町村分別収集計画については、平成8年度に第1期計画（平成9年度を始期とする平成13年度までの5年間）を策定し、今回第10期計画（令和5年度を始期とする令和9年度までの5年間）を策定することとなった。第1期計画策定から20年以上経過し、鳥取県西部圏域を取巻く社会情勢等も大きく変動しており、今回の計画策定に当たっては、次の条件を勘案して策定することとした。

- 鳥取県西部圏域全体の人口が平成15～6年頃をピークとして減少に転じ、今後もこの傾向が続くものと想定されること。
- 平成29年度から令和3年度にかけて、ごみ排出量全体とリサイクルプラザに搬入される古紙類の量は、ともに減少傾向にあるが、リサイクルプラザに搬入される処理対象ごみ（不燃ごみ等）の量は、微増となっている。この原因は、新型コロナウイルスの影響によるものと思われるが、今後長期的にみた場合は、ごみ搬入量は減少していくものと想定されること。
- 最近のリサイクルへの関心の高まり等から、スーパー等の小売業者において、顧客からの資源物の直接回収（ポイント制度の導入）の動きが高まってきており、今後も同様の状況で推移すると想定されること。

2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（表1）

各市町村から提供を受けたごみ排出量の予測数値に、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室が令和4年5月に策定した市町村分別収集計画策定の手引き（十訂版）中の「ごみ排出量（D2）に占める容器包装廃棄物比率」の平均値（22.3%）を乗じて算出した。

$$\begin{aligned} & \text{※市町村ごとのごみ排出(予測)量} \times \text{容器包装廃棄物比率の平均値 (22.3\%)} \\ & = \text{市町村ごとのごみ排出(予測)量} \end{aligned}$$

3 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項において規定する主務省令で定める物の量の見込み（表3）及び品目ごとの予測値（添付の各表）

直近の数値である令和3年度の資源化実績を基に、各市町村から提供を受けたごみ排出量予測数値を加味して計画期間中の予測値とした。